広報きたうら

第118号
発行所　北浦村役場
北浦村大字山田
発行人
北浦村長　高柳庄次郎
さんゆう社印刷所

昭和44年度一般会計予算

3億1,074万円

学校建設を重点に編成

四十四年度予算は総額三億一千七十四万円という昨年より七〇％増の大型予算となりました。本年は昨年にくらべて学校建設関係の予算が急速に増加が目立つ、事業中心の予算です。そのあらましを見てみましょう。

（歳入）

自主財源である村税、自動車取得税交付金、地方交付税繰越金等一般財源につきましては、前年度当初比三十四・六％増の一億九千四百五十六万六千円を計上いたしました。

その他、特定財源である国庫支出金、県支出金については、前年比約七倍となっていますが、これは百里基地のジェット機による騒音から児童を守るための防音校舎の建設児童の体位同上をはかるため給食センターの建設による国県支出金であり、大きなウエートをしめ七千百三十九万八千円であります。

また、その他の一般財源である、財産収入、使用料及び手数料、興農資金転貸元利収入、国民年金印紙売さばき手数料、衛生納付金など六百八十三万二千円であります。

地方債についても、教育施設整備のため防音校舎、給食センター等にそれぞれ前年比四・八倍の二千六百七十万円を計上いたしました。

（歳出）

（議会費）

村議会の運営に必要な経費で議員報酬、事務費等であり前年に比べて二百五十九万円多くなっています。

（総務費）

これは、村を全般的に管理運営するための経費で、前年に比べて二千百三十一万三千円増であります。

その内訳は、人件費、税の徴収、賦課などの経費、戸籍住民票などの事務費、選挙費統計調査費などがふくまれます。

（民生費）

これは、社会福祉や保健衛生に関する経費で前年比二百八十一万五千円であります。

まず社会福祉協議会、心配ごと相談所の充実、あるいは児童のための児童遊園、遊場の各四ケ所の建設等が予定されています。

（農林水産業費）

これは農林水産業の振興を計るための経費でありますが今年は三千五百二十八万八千円が計上され、前年に比べて二百三十一万五千円増となっています。

その主な事業を見ますと、農免道路延長、米作近代化、なめこ、みつばなど作物栽培奨励、病害虫防除（農薬空中散布、野ネズミ駆除、土壌病害虫防除）村内三農協、養蚕組合の強化、合併推進、農業後継者のための自主集団活動の育成、研修機関への派遣、興農資金の貸付による畜産業の振興、小幡、行戸南高岡の七・八平方キロの地籍調査、三和地内の林道整備、小舟津地区の土地改良などが事業の主なものであります。

（衛生費）

これは保健衛生、予防に関する経費で前年比四百六十一万五千円増、主なものを見ますと潮来町ほか三町村清掃組合負担金、母子健康センター運営費等となっています。

（土木費）

社会開発の一環として、村道の整備につとめていますが本年度は、行戸十三号線、南高岡～繕沢線、中根地内線、炭焼線の改良など二千八百メートルであります。また、新規事業として中学校建設線、山崎線の舗装工事千三百五十メートル、老朽橋の永久化事業として、江戸作大橋、山五橋、高岡大橋のかけ換えが予定されています。また、県道改良舗装工事七千九百メートルの負担金などであります。

（消防費）

本年度も消防施設整備事業として、可搬動力ポンプを吉川で更新、貯水槽を中根、南高岡、小貫、両宿にそれぞれ一基ずつ新設、火の見やぐらの塗装、山田地区に消防機庫を新築、また新しい試みとして小貫地区に消火器を配置することになりました。

（教育費）

本年度は教育施設建設事業として、小貫小学校に鉄筋コンクリート二階建千八百平方メートルの防音校舎を建設、児童の体位向上のための給食センター三百平方メートルの建設と内部設備、中学校の物置新築、各小学校の校庭の整備、ならびに県立高校の負担金などがふくまれています。そのほかに、机、椅子などの更新などが予定されています。

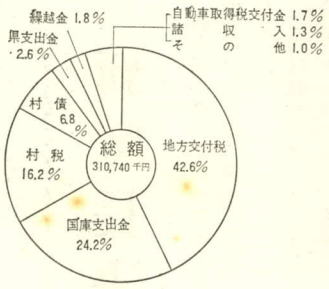

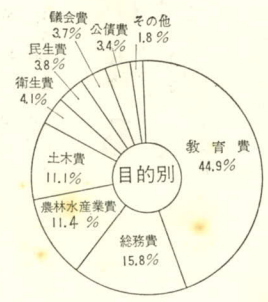

一般会計予算

（歳入）　単位　千円

項目	予算額
1. 村税	50,309
2. 自動車取得税交付金	5,200
3. 地方交付税	132,347
4. 交通安全対策特別交付金	60
5. 使用料及び手数料	2,026
6. 国庫支出金	75,162
7. 県支出金	7,982
8. 財産収入	1,240
9. 寄付金	1
10. 繰入金	1
11. 繰越金	5,687
12. 諸収入	4,025
13. 村債	26,700
歳入合計	310,740

（歳出）

項目	予算額
1. 議会費	11,471
2. 総務費	49,190
3. 民生費	11,693
4. 衛生費	12,662
5. 農林水産業費	35,288
6. 商工費	638
7. 土木費	34,453
8. 消防費	4,442
9. 教育費	139,662
10. 災害復旧費	100
11. 公債費	10,680
12. 諸支出金	1
13. 予備費	500
歳出合計	310,740

家庭の日

（五月の話し合いのテーマ）

○夢を大きく育てよう
○行楽地での公衆道徳を忘れずに
○友だちとはたのしい交際を

議会報告

昭和四十四年度の予算案などを審議する村議会の第一回定例会は、三月八日から十七日間の会期で役場会議室で開かれ、昭和四十四年度一般会計予算案など十三議案、いずれも原案どおり可決されました。

そのあらましをおしらせします。

○北浦村職員の旅費に関する条例について

この条例は、最近の交通費等を勘案し、過去四年間すえ置きとなっていた旅費規定を改正したせのです。

○北浦村特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費に関する条例の一部を改定する条例について

この条例も職員に対するものと同様に改正したものです。

○北浦村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

二月の議会で改定された常勤の特別職の給与改定ならびに一般職員の給与改定にともない、その均衡上改定になったわけであります。

○北浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

これは毎年療養給付の増加にともない、国民健康保険税も自然と増加し、それにともない助産費や育児費の費用も年々昂騰しています。そこで村では、現在任意給付で実施している助産費と育児手当をそれぞれ千円から二千円程度増額するよう改定するものです。

○北浦村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するよう改定する条例について

これは、今まで住民課や民生課等で保健行政を担当していたものを民生課に一本化するため改正される条例であります。

○北浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

これは、常勤特別職、一般職員、議会議員の給与あるいは報酬等の改定により、非常勤の特別職との間に差を生じたため、今回の改定になったわけです。村条例に規定されている非常勤の特別職については、それぞれ報酬が増額されます。

○昭和四十四年度北浦村一般会計予算について（別掲載）

○昭和四十四年度北浦村特別会計予算について（別掲載）

○北浦村道路線の認定について

農林省の財産であった村内開拓道路の売渡を受けたので議会の議決を受けたものです

○昭和四十三年度一般会計補正予算について

今回の補正は三百七十三万円で、歳入歳出それぞれ二億八百五十七万円。その内訳は、歳入は地方交付税の三百八十九万千円増、衛生使用料十六万減、歳出の主なものは村道補修砂利二百十六万円、麻生たばこ耕作組合事務所負担金四十五万円などとなっています。

○北浦村国民健康保険特別会計補正予算について

○北浦村税条例の一部を改正する条例について

これは今まで軽自動車税の耕運機や小型トラクター（四輪）が一律年額千円たつたものが、小型トラクター（四輪）については総排気量一㌢以下は千五百円、それ以上は二千円と改正されます。ただし耕運機についてはすえ置きであります。

○北浦村職員定数条例の一部を改正する条例について

事務の能率化、効率化を高めるため、専任電話交換手を設置するにともなって改正される条例であります

国民健康保険特別会計

△国民健康保険事業を円滑に実施するためには、財政の健全性を維持することであります。このため療養給付をはじめとする歳出額の適正な見積りと、これに対応する保険税、国庫支出金などの確保でありまして、歳入歳出とも七千九百二十二万円を計上しました。これは前年比五・五％増であります。△

▽まず歳入での保険税は、一％増国庫支出金においての三・一％が主なものであります。▽

保険税においての増は、所得の自然増加約二十五％と保険給付額の五・五％増によるものと、国庫支出金の事業費補助率の一・三％と療養給付費二・六％増によるものでありまして、その他歳入においては変りません。

歳出につきましては、制度第一の目的である歳出額の最も多い療養諸費の的確なる把握を行なうため、過去三ケ年間の実績により推計、予算に計上しました。

それにより療養諸費の給付の状況を見ますと、被保険者数一万百六十二人、世帯数二千五十世帯療養給付費における受診件数三万九百九十件この数は被保険者がだいたい年に三回療養給付（入院、入院外、歯科）をうけていることになり、一回に一人当り三千八十一円かかり、村はこの七割を給付するわけです。

他に、国保指定医以外にかかった場合の療養費が三百五十件で一件当り五千三百六十二円となります。この額は、さきに申し上げました。歳入予算の五・五％増は、保険結付費の増加によるものです。

そのほか助産費、葬祭費、育児手当などそれぞれ昨年より千～二千円増を計上いたしました。

また付帯事業として、寄生中検査（吉川、中根、繁昌）食生活改善講習（要地区）等をそれぞれ予定しています。

旅行者のみなさんへ

初歩的な自衛手段を

○お出かけの前に

まず旅行などに出かける前には次のここに注意しましょう。

(1)留守にしても大丈夫なように火の元をたしかめる。

(2)隣りに外出先とその連絡方法などを知らせる。

(3)懐中電灯を用意していく。

○とまるときに

(1)旅館についたら、まず非常口、避難階段、避難器具の位置、使い方などを確認しておく。

(2)荷物はすぐ持ち出せるように一ケ所にまとめておく。

(3)用意した懐中電灯を枕もとにおいて眠る。

○もし火事になつたら

(1)火事を知つたら大声でまわりの人に知らせる。

(2)服装にこだわらずできるだけ早く避難する。

(3)いちど避難したら荷物などをとりに絶対にもどらない。

(4)逃げおくれた人がいるときは、早く消防隊に知らせ助けをもとめる。

○団体旅行では

(1)出発前に旅館の消防施設の度合をたしかめる。

(2)消防機関に連絡して避難方法などをなしかめて参考にする。

(3)お互いに自分勝手な行動をとらない。また幹事は全員をよくつかんでおく。

老人休養ホーム
北浦荘が完成
4月2日

四月二日、山田の行方郡老人福祉センターのうらに宿泊施設「北浦荘」が完成し、開所式が当センター大広間で十一時から、関係者など二百二十人が集まり盛大に開かれました。

式は知事（代理）など県関係、鹿行二郡町村長、老人会代表、センター関係者が出席し、高柳圧次郎センター管理者は「老人福祉は国はもとより地方自治体においても、遠大な理想実現のため、年々重点施策として努力を重ねている――老人が今日完成した休養ホームで平和な心をよみがえらせて下さる事を信じています」と式辞を述べた。

そのほかに来賓や関係者のあいさつがあり十二時に終つた。

さて、この「北浦荘」は鉄筋コンクリート二階建八〇八平方メートルで個室十六、最大収容人員六十四名が泊れる近代的ホテルなみの宿泊施設です。

これまでは老人福祉センターを利用され帰られた方も今後は気がねなく北浦荘にゆっくりとお泊れるようになりました。

宿泊料は一泊二食付で老人が千円、老人以外が千百円であります。

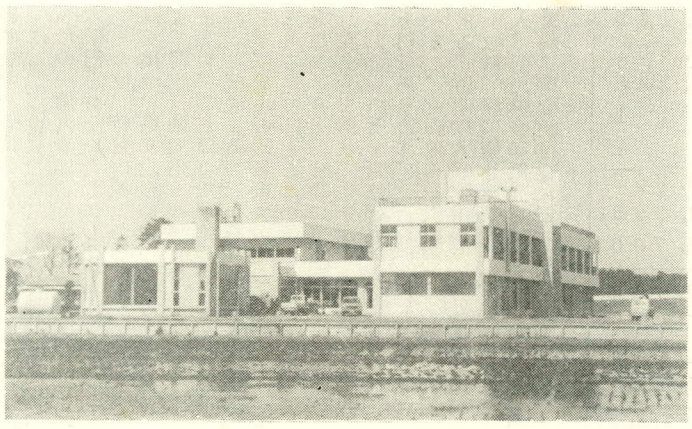

完成した老人休養ホーム『北浦荘』

八郎潟干拓地入植者募集中
五月八日まで

わが国ではじめての雄大な規模をほこる八郎潟干拓事業は、完成を間近にひかえ、中央干拓地では現在国および八郎潟新農村建設事業団の手によつて、将来の日本農業のモデルとしているような生産性および所得水準の高い農業経営と近代的な農村社会をつくる目的で、総事業費七百億円にのぼる工事が着々とすすめられており、いま新しい村が生れようとしています。

現在は約三〇〇名の方が営農あるいは営農の習得にはげんでいますが、今回第四回の入植者を募集することになりました。配分する面積は約千五百ヘクタール（一戸当り一〇ヘクタールとして一五〇戸）となる見込みです。

（産業課）

農業労賃の目安

農繁期をむかえ何かと準備に忙しいと思いますが、農業委員会では、農作業臨時雇賃金について労働力を合理的に需給調整を計るため次のように目安を決めましたので、この額をお守り願います。

標準賃金

項目	金額	備考
田植	1,300円	10時間 1食
	1,200円	10時間 2食
田畑作業	900円	食事慣行
稲刈	1,100円	食事1食
麦刈	1,100円	食事1食

動力持込作業賃金

田耕起	1,600円	1回目 10a当
	1,400円	2回目 10a当
畑耕起	1,400円	10a当
しろかき	1,000円	荒かき 10a当
	800円	植代 10a当

四月九日
消防団役員会開く

四月九日、役場会議室で消防団役員会が開かれました。

この役員会では分団統合と一部役員が変りましたのでおしらせします。

分団統合は、武田第一分団の第三部（両宿）と武田第二分団第一部（内宿）は地理的にも近く、小型消防自動車が入つたのを機会に統合されるものであります。

一方、役員は団長、副団長分団長、副分団長は変りなく、部長に次の方々が変りました。

△津澄分団▽
第二部（吉川）松信栄一
第三部（中根）塚原良也
△要分団▽
第一部（行戸）塙嘉之
△武田第一分団▽
第三部（両宿、内宿）清水康雄
△武田第二分団▽
第一部は第一分団第三部と統合され第一分団第三部りなり第一部は廃止、いままでの第二部、第三部、第四部はそれぞれ第一部、第二部、第三部となります。
第一部（三和）成田二三男
第二部（成田）成田政夫
第三部（長野江）高柳圧

新区長決まる

四十四年度第一回の区長会が四月十日役場会議室で開かれました。

この区長会では、十一区の区長さんが変わられ、委嘱状がわたされ新区長が発令された。

新しく区長になられた方は次のとおりです。また、席上新区長会長に東山長男（小幡南）副会長に辺田行基（山田二区）高野留吉（三和）の方がなられた。

＝新区長＝

（　）は地区名

根田　昇平（吉　川）
塚原　広（中　根）
大原　明（南高岡）
塙　多美雄（行　戸）
河野　豊次（両　宿）
斉藤志乃夫（内　宿）
井川　幸治（成　田）
沼田　広（長野江）
宇津木　薫（次　木）
松本　秀雄（小貫下）
阿部　澄（小貫上）

小、中学校
職員移動

さようなら―転出

（　）は転出先

北浦中学校
藤崎源義（退職）、山野宣純（〃）、宮内忍（〃）、鬼沢芳夫（野友小へ）、山野哲雄（大生原小へ）根本誠（中里中へ）、本戸三郎（小貫小へ）
津澄小学校
須田かほる（退職）
要小学校
河野新左衛門（鉾田南中へ）
古森貞邦（現原小へ）
小貫小学校
成島謙二（羽生小へ）種瀬阿以子（浜小へ）

ごくろうさま―転入

（　）内は転入先

北浦中学校
金田清明（土浦教育事務所から）阿須間俊夫（玉川小から）山口まさ（麻生一中から）石田三郎（長田小から）清水保（大野中から）鳥羽田博之（新採）
津澄小学校
平野晴之（現原小から）清水紀美子（昇任）日下美津子（新採）
要小学校
阿須間邦治（大和三小から）
小貫小学校
根本正相（昇格）本戸三郎（北浦中から）
三和小学校
海老沢信（大同東小から）飛田節子（新採）

国民年金の手続を
お忘れなく

国民年金では自主納付と自主届出というたてまえをとつています。

つまり、役場からああしろこうしろとあなたの意志を無視したような押し付けではなく「自分から保険料を納めましょう」「自分から各種の届出をしましょう」というわけです。

これは、被保険者の自覚と責任によつて、正しく守つていただこう、という気持からきめられた仕組みなのです。

そのために、多少のわずらわしさはあるかもしれません。しかし、自分の権利を守るという民主主義の原則にのつたもつとも大切なことがらですからお互いの幸せのために、忘れずに実行しようではありませんか――

まず届出や手続き、保険料の納入を忘れていないか、いまいちど考えてみましょう。

二十歳になつたあなたは、被保険者となる届出をすませましたか？また、会社などを退職した人も、国民年金への加入の届出はすみましたか。

最近、住所をかわつたことを役場に申出て下さい。また結婚して氏名がかわつたときも、忘れずに届けて下さい。

あなたは保険料を納めづらい思いをしていらつしやいませんか？もしそうだつたら、役場住民課の年金係か近くの年金委員さんにご相談下さい。収入がなかつたり、災害などで生活が苦しいときは保険料の免除を申し出て下さい。

あなたが病気やケガで障害者となつた場合、あなたは障害年金を受けれらまた、ご主人が亡くなつたときは、母子年金を受けられます。それはあなたの権利です。はやく年金を受ける手続きをしましょう。

届出や手続きの用紙は、住民課の年金係にありますから印カン持参のうえご相談ください。

要小学校通学道路舗装工事終る

小幡の要小学校通学道路延長三百四十四メートル、巾員四メートルの工事が舗装工事が三月二十五日完成いたしました。

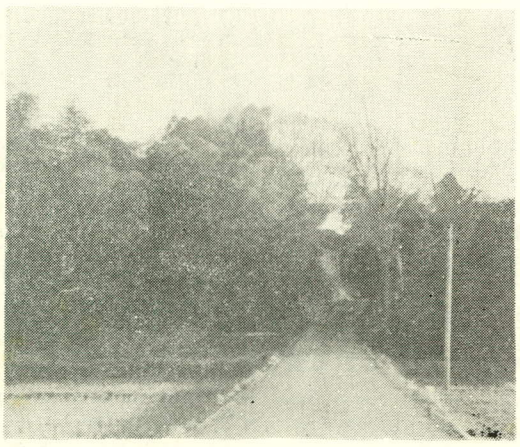

写真は完成した通学道路

ハマグリは絶対に取らないよう

鹿島灘海岸のハマグリは全国的にも数少ない貴重な水産資源となつています。

このハマグリは漁業法により漁業権をもつ漁業協同組合の組合員だけにその採捕の権利が認められておりこれ以外の一般の人はその採捕が禁止されております。

しかしこの漁業協同組合員といえども無制限に採捕がゆるされるというわけではなく資源保護のため四月十五日から七月十四日までの（産卵期間）を禁漁としています。

近年、特に一部不心得な人達によるハマグリの密漁が多くなつて来ています。県や海上保安部でも取締りを行なつていますが、これらの密漁者の根絶を計るには一般の資源保護に対する理解が一番大切です。ハマゲリの資源保護に協力をしましょう。

お知らせ

青年団役員決まる

北浦村連合青年団の役員会が四月十一日開かれ、本年度の事業計画並びに役員が改選された。

本年度の事業としては、けん血、体育大会、研修会、道路整備奉仕、駅伝などが事業計画として決められました。

また新らしく役員になられた方は次の通りです。

団長　原四郎、副団長　野原孝、同　横瀬次子、同　斉藤敏子、青研委員長　伊勢山康一、体育同　井川伸行、産業同　斉藤寿夫、広報同　宮本治、女子活動同　山崎志津江
武田地区団長　金井英雄、要同　斉藤三郎。津澄同　池田喜美　以下略

お医者さんの日曜当直

月日	当直医師	電話
四月二七日	横瀬医師	四
五月四日	全医師	
五月十一日	久米医師	七一
五月十八日	剣持医師	一七一
五月二五日	横瀬医師	四

交通事故相談所が開設
＝鉾田町＝

県では、交通事故が急増している今日、従来は、交通事故相談を県庁内の茨城県民室で実施していましたが、本年度から地方県民室ごとに、開設することになりました。

この地方交通事故相談所は地方で交通事故に会われた方のために相談にお答えするもので、日立、土浦、下館、鉾田に地方交通相談所を地方県民室に併設いたします。

この相談所は業務としては賠償額の算定方法、示談のしかた、自動車損害賠償の請求方法など、専任の係員がおたずねに答えることになっています。

鹿行では鉾田の鹿行地方県民室（もとの振興事務所）に七月一日から県庁内にあった交通事故相談所も以前どおり相談を実施しています。